

令和元年度第4回月形町創生総合戦略審議会次第

日 時 令和2年1月21日（火）  
午後4時00分  
場 所 月形町役場大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

（1）月形町人口ビジョンの改訂及び第2期月形町創生総合戦略の策定に係る  
答申について

（2）第2期月形町創生総合戦略（案）について

（3）その他

4 閉 会



# (案)

令和2年1月 日

月形町長 上 坂 隆 一 様

月形町創生総合戦略審議会

会長 穴 澤 義 晴

月形町人口ビジョンの改訂及び第2期月形町創生総合戦略の策定に係る答申について

令和元年11月8日付け月企企号で諮問のありました事項について、慎重に審議した結果、月形町人口ビジョンの改訂（原案）及び第2期月形町創生総合戦略（原案）の内容について了承します。

ただし、次のとおり意見を付して答申しますので、十分に配慮のうえ今後の策定作業を進めることを要望します。

また、本戦略は5年間の計画であります。現在、人口減少、人手不足、少子高齢化、新たなICT技術の普及など社会情勢や地域課題にも著しい影響をもたらし、今までに体験したことのない状況にあります。これらの変化に対応するためにも、今回策定される当初計画の着実な実施だけでなく、計画期間中であっても効果検証を行いながら、計画の必要な見直しを行っていくことが重要になります。毎年の効果検証と併せて、今回の意見が次年度以降の計画改訂にも生かされることを期待するとともに、地方創生の本質は「主体である住民がどのように行動するか」であり、そのことを念頭におきながら戦略を進め「住民がまちに愛着や誇りをもち、その魅力をそれぞれが外部にも広げることのできる」まちづくりを併せて望むものです。

## 1 第2期月形町創生総合戦略について

次のとおり4つの基本目標ごとに分けて意見を付します。

### (1) 基本目標1

**【産業を元気にして雇用を育むことにより、月形町に「にぎわい」を創る】**

農業、商工業の事業後継者の不足もさることながら、農業、商工業、更には福祉分野における就労者が全般的に不足していることから、労働力確保に向けた取

り組みが求められます。

#### ア 地域産業の強化

生産年齢人口の著しい減少とともに、担い手や後継者の不足などから様々な分野において地域産業の衰退が懸念されます。このような中で、起業者支援の重要性は増しており、特に若者を対象とした起業者支援の充実が必要と考えます。月形で過ごした子どもたちや若者は月形町のすばらしい財産です。その子どもたちや若者が、将来まちに戻り起業することのできる、そのような環境を次代に残していくことも重要です。

また、本町には、花き、メロン、スイカ、トマトなどの特産品や温泉、皆楽公園、北海道遺産・日本遺産の構成文化財でもある樺戸集治監を紐解く月形樺戸博物館など様々な観光資源もあります。このような特性を活かし組み合わせることによる起業や産業の場は、町外の方にとっても魅力的に受け止められるものと思われまます。このような仕組みづくりについても期待するところであります。

#### イ 農業の持続・発展

産業全般を通じて同様の状況ですが、やはり農業分野においても人手不足となっています。特に施設園芸においては、生産量の維持及び増加にあつて、人手は欠くことのできないものです。農業は概ね冬期間に仕事がないことから通年雇用が難しく、特に花きなどにおいては雇用者への技術継承も必要であり、一層の人手不足となっています。

人口減少による人材不足が進む中、人手を確保していくには、町内の産業全般にわたる連携を図りつつ、近郊自治体の異業種との連携、更には外国人労働者の雇用についても考えていかななくてはなりません。情報化の時代にあつてインターネットの活用など新たな人材確保の仕組みを検討していく必要があります。

#### ウ 福祉関連事業の就労推進

福祉分野においても人材不足は同様の状況にあります。特に新卒者の採用は難しく、給与や手当の割り増し、資格取得補助などの支援を行っても就労に繋がらない状況です。また、福祉の分野をはじめとして若者の都市部への移住傾向が高まっています。若者への魅力ある施策や住宅施策と連携した取り組みに

より、総合的な雇用環境や生活環境の整備を図っていくことが重要と考えます。

新規事業である「福祉施設職員養成補助事業（仮称）」に係るK P I目標値「2人」については、福祉施設職員の離職状況を勘案すると一定程度理解するものでありますが、5年間の計画期間を考慮すると、もう少し高い目標値をもって施策を実施していく必要があるものと考えます。

## エ 地域ブランド化の推進

まち全体をみたときに、農業分野には公的投資が多く注がれているにも拘らず、生み出される経済的付加価値は決して高い状況とはなっていません。農業分野において、まちへの経済的な付加価値を向上させるためには、農産物の6次産業化は重要な位置付けとなります。本町のメロン、スイカ、トマトなど地場産物を活かした商品開発は有効であります。特に流通されない規格外農産物の活用は、農産物加工において新たな雇用を生むなどの効果を考え合わせながら、産業全体の振興に結び付けていくことが必要と思われれます。

## (2) 基本目標 2

### 【移住定住と交流により新たな人の流れを生み、月形町を「えがお」にする】

#### ア 観光交流の推進

前述のように様々な特産品や観光資源があります。また、地理的にも札幌市、江別市、岩見沢市など近隣に位置し、交通量の多い国道275号線もまちを縦断しています。このように本町特有の観光資源と優位な立地条件を活かし、「月形に行かなければ買えないもの、月形に行かなければ見られないもの」などを横断的に町内各所に設定することができれば、観光分野において大きな原動力になるものと考えます。それらを踏まえると「観光入込客数」のK P I目標値「12万人」は、もう少し高く設定してもよいものと考えます。

積雪があり冬期間の長い北海道では、冬場の観光交流人口の減少が課題となっています。道外観光客をはじめとし外国人観光客なども含め、雪のない地域に住んでいる人にとって北海道の冬は幻想的で魅力的です。引き続き観光協会に支援を行い、月形の自然や歴史といった観光資源を活用した新たな観光イベントを創造していくことを期待します。また、道内での観光交流人口を対象としたときには、冬期間や天候に左右されない屋内施設の整備なども有効と考えるところです。

グリーンツーリズムについては、修学旅行生の招へいなど継続した需要はありますが、受入農家の減少や重い負担感など様々な課題もあります。これらを踏まえ、受入農家が安心して受け入れできるよう空き家を活用した公的な住宅の整備なども一考を要するところです。また、このグリーンツーリズムの取り組みについては、一般的に認知度の低さを感じるので、このような取り組みが農業への関心や理解、月形のイメージアップに繋がっていることをPRしていく必要があります。

観光分野に限らず、月形町の知名度はまだまだ低いと感じられ、イメージアップのための情報発信、そして、何よりも主体である住民が「楽しさ」や「まちの良さ」を実感し、住民自らが各種方面にPRしイメージアップできるようになることが、本当のまちの良さや観光交流人口の増加に繋がるものと考えるところです。

#### イ 移住・定住の促進

人口ビジョンにもあるように町外から通勤や通学をしている方が多く、昼間人口が夜間人口を大きく上回っている状況です。この方たちを本町への移住定住に導く取り組みが重要と考えます。特に子育て世代が移住してくるよう、子育て世代や働き手など対象を絞った重点的な取り組みが必要と考えます。

起業、雇用、関係交流人口の創出など各種施策の効果が期待できたとしても、住むところがなければ移住定住に繋がりません。住宅政策については、各種施策との一体的な取り組みが求められる重要な分野と考えます。空き家バンク、民間賃貸住宅、リフォーム、リノベーションなどを含め、民間事業者の主体的な活動を支援していく制度設計を検討するとともに、町営住宅の保有数の見直しも必要と考えます。

### (3) 基本目標 3

**【安心できる子育て環境をつくることにより、若い世代の「きぼう」をかなえる】**

#### ア 出産の支援及び子育て支援の充実

各種助成制度については、一部の家庭にとって負担軽減になるものの、人口減少や本町への移住定住を促進するような抜本的なものとは言い難いと考えられます。住宅施策や教育施策など施策全般にわたり、子育て世代にとってより魅力ある制度設計が必要と考えます。

## イ 教育環境の充実

月形の子どもたちは、まちを離れ町外に行っても一定の評価を受けるなど、本町のすばらしい財産です。その育んできた風土を生かしながら、今後、急速に変化する社会情勢に対応できる子どもたちを育成していくことが大切です。

月形高校については、社会的な人口減少に伴う学校統合や学級減にみるように、存続が危ぶまれる状況にあります。今後も人口の減少は避けられない情勢にあり、存続のためには、町外からも生徒が集まる魅力的な高校づくりを考える必要があります。

このような中、例えば、次世代のICT技術など今後の数年先の将来を見越した教育を小中高と連携しながら一貫して取り組むことができれば、子育て世代の移住定住や月形高校への進学にとって魅力的なものになるものと考えるところです。

### (4) 基本目標 4

**【快適で安心な暮らしを確保することにより、月形町で「ゆとり」を実感する】**

#### ア 地域公共交通の充実

地域公共交通は、自家用車など移動手段をもたない方にとって、重要な生活基盤の一つです。特に高齢者の増加とともに車の免許返納なども進み、買い物や病院など日常生活の移動に不安を抱える人も増えています。また、このような不安から町外の親族の元や施設入所といった、転出へのきっかけにもなっています。

今後も高齢化率の上昇は続きますので、高齢者をはじめ移動手段をもたない方も地域で生活していける公共交通体制の整備が必要になります。これから自動運転など新しい技術の急速的な普及も見込まれますので、現在計画中の予約運行型乗合交通に限らず、そうした動向を注視しながら、更に利便性の高い公共交通の確立を望むものです。

#### イ 日常生活支援の充実

「ふれあい見守り推進事業」については、見守られる人も見守る人も減少している状況です。見守り対象者の減少については、町外の病院に入院し自宅に戻ることができても、移動手段の問題等により町立病院への通院を続けていくことが困難という状況も見受けられます。特に後期高齢者になるとその動向は

顕著で、80代を過ぎると町外の親族の元や施設入所などにより転出も多くなります。このことから、高齢者をはじめ住民みんなが安心した日常生活を送るためには、地域公共交通の確立と他の施策との一体的な取り組みが必要と考えられます。一側面からでは解決しない複合的な難しい課題ではありますが、施策全体を通じて広い視野をもち、更なる住民満足度の向上を期待するものです。

## 2 全体を通して

平成27年度より月形町創生総合戦略が始まり、次年度より5年間の次期計画に入ります。計画の策定、実施、効果検証、改訂などはもちろん重要なことではありますが、何よりも大切なことは「そこに住んでいる住民が主体であり、その主人公である住民の前向きな思いや行動がまちを変える」のではないのでしょうか。地方創生の本質は主体者である住民がどう思いをはせるか。住民の自主性を引き出し、それを支援しながら「自分のまちはいいまちだ、住みたい、おもしろい」と住民自らが言える、また、そのことを町外に発信するような住民意識の高まりを期待するものです。また、そのことが結果として、町内外から関心を集め、移住定住や地方創生に繋がるものと信じているところです。

最後に、月形町に「にぎわい、えがお、きぼう、ゆとり」が一つでも多く訪れるとともに、そのことを実感できるまちづくりを切に願い、本審議会の答申とします。



(設置)

**第1条** まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査審議するため、月形町創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 月形町人口ビジョン及び月形町創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) その他総合戦略に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の役員又は職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

**第7条** 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、企画振興課において行う。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例（平成13年月形町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1まちづくり推進会議委員の項の次に次のように加える。

月形町創生総合戦略審議会委員	日額	7,200
----------------	----	-------

令和元年度 月形町創生総合戦略審議会委員名簿

■任期：R01.07.30～R3.07.29

(R02.01.21現在)

No	役職	氏名	所属等	備考
1	会長	穴澤 義晴	特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター月形事業所 そらち生活サポートセンター 所長	3-2(4) [その他]
2	副会長	尾崎 美世子	月形町社会福祉協議会 事務局長	3-2(1) [団体]
3		對馬 照巳	月形町行政区連絡会議 議長	3-2(1) [団体]
4		福井 誠	月形町農業協同組合 専務理事	3-2(1) [団体]
5		廣野 いづみ	月形商工会女性部 部長	3-2(1) [団体]
6		目黒 隆紀	月形町教育委員会 教育委員	3-2(1) [団体]
7		稲上 巧	(株)北海道銀行月形支店 支店長	3-2(2) [識見]
8		平畑 輝彦	北海道信用金庫月形支店 支店長	3-2(2) [識見]
9		谷川 松芳	北翔大学 非常勤講師	3-2(2) [識見]
10		西野 智佳子	月形町民生委員児童委員協議会 委員	3-2(2) [識見]
11		梅木 悠太	(会社員)	3-2(3) [公募]
12		山本 敬子	(主婦)	3-2(3) [公募]
13		矢原 雄平	月形町子ども・子育て会議 会長	3-2(4) [その他]
14		加藤 文敏	(町への移住者)	3-2(4) [その他]
15		渡邊 淳博	月形愛光園 施設長	3-2(4) [その他]